

令和元年駒ヶ根市教育委員会第10回定例会

令和元年8月27日（火）午後2時
駒ヶ根市役所保健センター2階 大会議室

1 開 会 午後 時 分

2 教育長報告 . . . P 1

3 事業報告及び事業計画 . . . P 5

- ・次回定例教育委員会 9月24日（火）14時～ 保健センター2階 大会議室
- ・南部市町村教育委員会連絡協議会視察研修 10月4日（金）静岡県
- ・第63回長野県市町村教育委員会研修総会並びに分散会 10月11日（金）飯田市

4 審議案件

議案第1号 駒ヶ根市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について . . . P 7

議案第2号 令和元年度駒ヶ根市一般会計補正予算（第3号）について . . . P 12

5 協議事項

6 報告事項

（1）地域交流センター（赤穂公民館）等整備事業の進捗状況について . . . P 14

（3）幼児教育・保育の無償化に関する制度改正について . . . P 15

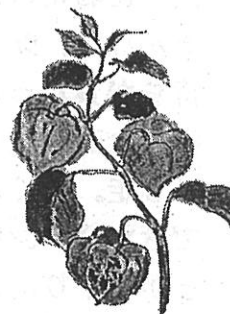
（2）行事共催等承認申請の専決処分について . . . P 16

7 その他

8 閉 会 午後 時 分

算術の 少年しのび 泣けり夏(西東三鬼)

【意味】暑い夏のある日、家の中のどこからか、男の子の泣き声が聞こえる。夏休みの宿題の算数が分からなくて、隠れて泣いているのだ。例年より幾分長くなった夏休み。時代は変わっても、宿題を溜め、休みの最後に泣きながら、課題に取り組む姿は昔も今も変わらない。しかし、この休みを超えるたびに、確実に子どもたちは成長していることは間違いない。



◆諸会合等の報告 特になし

◆広島原爆記念式典に参加して

8/5,6の二日間、中学生6人。市議会代表小原茂幸議員、区長会代表清水亀千代さん、市代表として本多、事務局北原忍さんの、計10名で標記式典に参加しました。

○式典参加の意義と式典参加の様子

駒ヶ根市では昭和59年に『平和都市宣言』を行いました。その市の代表として、市議会、区長会、市内中学校から選ばれた人が参加するものです。世界で唯一被爆した広島に立って、広島市が「人類初の被爆都市」という最大の不幸を経験したことを忘れず、改めて平和の意義を考え、核廃絶に向けた願いを固めるために参加するものです。

駒ヶ根市平和都市宣言

我が国は唯一の被爆国として、また、平和憲法の間神から核兵器の廃絶と軍備縮小の推進に積極的な役割をはたすべきである。

よって、本市は戦争のない明るい住みよい明日の世界を願い、ここに駒ヶ根市を「平和都市」とすることを宣言する。

昭和59年12月25日

一人を除き、初めての広島。初日は、37度の猛暑の中、安芸の宮島、厳島神社を見学。平清盛の勢いに圧倒されました。夕食は、広島焼きを堪能しました。

5日の本番は、蒸し暑い中6時半にロビー集合。タクシーで会場へ。様々な団体の拡声器による怒号を冷静に聞きながら、原爆ドームの横を通り抜け、式典場所に向かいました。昨年以上の参加者で、着座まで1時間近く掛かりました。いざ、式が始まると真剣な表情で、式辞、献花の様子を見、黙禱を済ませた。松井一實広島市長の平和宣言、放鳩のあと、子ども代表の平和への誓いは、身を乗り出して拝聴していました。途中から大雨になり、献花も雨中にもかかわらず、心を込めて献花している姿は敬虔でした。

記念館の見学は、各自目当て、目標を持っていたためか、じっくり、神妙に掲示品をにらんでいたのが印象的でした。9/7の戦没者追悼式での発表がとても楽しみです。

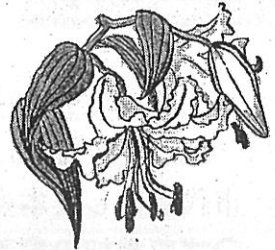
◆数々の全国大会出場者激励会に参加して

今年は近年になく、小中高ともたくさんの個人、団体を激励した。何れの選手も「感謝を忘れずに頑張りたい」「恩返しのために」「練習の成果を発揮して」といった意気込みとお礼の言葉が大半だった。

そんな中、9/20の小学生陸上競技東海大会出場者激励会の赤穂小学校選手の挨拶は気持ち良かった。「一走なのでスタートが肝心。ダッシュで離して走りたい」「2走。得意な直線なので、楽しんで走りたい」「補欠だがみんなをしっかりとサポートしたい」「3走。たくさん練習した成果をしっかりと発揮したい」「4走だから、みんながつないできたバトンをゴールまでしっかりと運びたい」「補欠だが、選手の応援とサポートをしっかりとやりたい」

清々しさを感じさせる決意表明だった。TVなどで、選手がありきたりの、横同一の挨拶を真似る傾向がある中、自分の言葉で決意を述べられたことに、内から育っている姿を見ることができた。活躍が大いに望まれる一瞬であった。

※ 自分の言葉で語るということは、簡単なようでいてなかなか難しい。うまいこと言おうと構えとなおさら杓子定規になる。TVの選手のコメントは、金太郎あめのように温もりが伝わってこない。たどたどしくても、今回のような決意を表明されると、期待の高まりは半端なくなるものだ。



《ちょっと立ち止まって》「内から育つ」姿を求めて※最近の教育関係の様子、新聞、駒ヶ根の子どもたちの様子、資料

◆一日一信「志高く生きる」(上甲 晃)

- **いいことをする傲慢さ、いいことをする偽善**は、時によっては悪いこと以上に嫌われる。いいことはしばしば押しつけがましくなる。ローヤルの鍵山さんの偉大なのは、誰もが振り返らない、見向きもしないときに黙って掃除をし続けられたことにある。人知れずそっと行い、押しつけがましくならないこと。
- **誠意や真心、感謝の心**は、結果として感じるものであって、こちらが押しつけるものではない。さりげなく、奥ゆかしく。**奥ゆかしさの中にふと感じる真心は、人を感動させる**。これ見よがしの善意、善行などは、自己満足の域にあり、やめた方がいい。
- **本物は大きな志と小さな実践の中にある**。
個人の生活において、家庭において、職場において、具体的な実践が、すべてに勝る。それは焼け石に水のような、報われない努力かもしれない。それも承知で実践する。大きな志と小さな実践。これこそが本物だ。
- **未来は予測するものではなく創造するものである**。
これからの時代は、「どうなるか」と受け身に立って予測するのではなく、「どうするか」という主体的で積極的な対象として捉えなければならない。世の中の流れをつくり出すのは誰か。未来は、すべての人たちの共同作業の結果生まれてくるものである。
- **人が人を感化する。人が大自然に感化される。「感化」はロマンのある言葉である**。

◆上皇后美智子様と読書の大切さ

○上皇后さまが強く心惹かれた言葉

「生きるためには言葉の木陰がどうしても必要だ」(詩人：宇佐見英治)

○美智子様の基調講演の核心部分(1998年9月21日インド、ニューデリー)

今振り返って、私にとり、子ども時代の読書とは何だったのでしょうか。

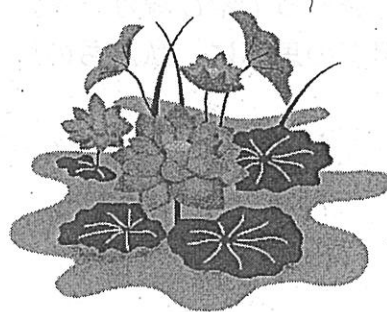
何よりも、それは私に楽しみを与えてくれました。そして、その後に来る、青年期の読書のための基礎を作ってくれました。

それはある時には私に根っこを与え、ある時には翼をくれました。この根っこと翼は、私が外に、内に、橋をかけ、自分の世界を少しずつ広げて育っていくときに、大きな助けとなってくれました。

読書は私に、悲しみや喜びにつき、思い巡らす機会を与えてくれました。本の中には、さまざまな悲しみが描かれており、私が、自分以外の人がどれほどに深くものを感じ、どれだけ多く傷ついているかを気づかされたのは、本を読むことによってでした。

自分とは比較にならぬ多くの苦しみ、悲しみを経ている子供達の存在を思い出すと、私は、自分の恵まれ、保護されていた子供時代に、なお悲しみはあったと言うことを控えるべきかもしれません。しかしどのような生にも悲しみはあり、一人一人の子供の涙には、それなりの重さがあります。私が、自分の小さな悲しみの中で、本の中に喜びを見出せたことは恩恵でした。本の中で人生の悲しみを知ることは、自分の人生に幾ばくかの厚みを加え、他者への思いを深めますが、本の中で、過去現在の作家の創作の源となった喜びに触れることは、読む者に生きる喜びを与え、失意の時に生きようとする希望を取り戻させ、再び飛翔する翼をととのえさせます。悲しみの多いこの世を子供が生き続けるためには、悲しみに耐える心が養われると共に、喜びを敏感に感じとる心、又、喜びに向かって伸びようとする心が養われることが大切だと思います。

そして最後にもう一つ、本への感謝をこめて付け加えます。読書は、人生の全てが、決して単純でないことを教えてくれました。私たちは、複雑さに耐えて生きていかなければならないということ。人と人との関係においても。国と国との関係においても。(『橋をかける』より)



私たちは、広島町が大好きです。
ゆったりと流れる川、美しい自然、
「おかえり。」と声をかけてくれる地域の人々、
どんなときでも前を向いて生きる人々。
広島には、私たちの大切なものがあふれています。

昭和20年（1945年）8月6日。

あの日から、血で染まった川、がれきの山、皮膚がはがれた人、たくさんの亡骸、
見たくなくても目に飛び込んでくる、地獄のような光景が広がったのです。
大好きな町の「悲惨な過去」です。
被爆者は語ります。「戦争は忘れることのできない特別なもの」だと。

私たちは、大切なものを奪われた被爆者の魂の叫びを受け止め、
次の世代や世界中の人たちに伝え続けたい。
「悲惨な過去」を「悲惨な過去」のままで終わらせないために、
二度と戦争をおこさない未来にするために。

国や文化や歴史、
違いはたくさんあるけれど、大切なもの、大切な人を思う気持ちは同じです。
みんなの「大切」を守りたい。

「ありがとう。」や「ごめんね。」の言葉で認め合い許し合うこと、
寄り添い、助け合うこと、
相手を知り、違いを理解しようと努力すること。
自分の周りを平和にすることは、私たち子どもにもできることです。

大好きな広島に学ぶ私たちは、
互いに思いを伝え合い、相手の立場に立って考えます。
意志をもって学び続けます。
被爆者の思いに、私たちの思いを重ねて、平和への思いを世界につなげます。

令和元年（2019年）8月6日

こども代表

広島市立落合小学校6年 金田 秋佳

広島市立矢野小学校6年 石橋 忠大

8月分 教育委員会事務事業計画

2019年8月21日

	曜日	時刻	事業内容	摘要
1	木			
2	金	13:30	園長会[保健センター第1会議室]	
		14:10	民児協定例会[南庁舎大会議室]	子ども課長
3	土		交通安全暴力追放市民大会	
4	日	9:00	小町屋区ふれあい広場[小町屋きらめき公園]	教育長
5	月	15:00	広島市原爆死没者慰霊式・平和記念式[広島市] ～6日	教育長
		18:30	ハーフマラソン実行委員会[南庁舎大会議室]	社会教育課
6	火			
7	水	9:00	外国語夏の研修会[赤穂南小]	教育長、子ども課
8	木	14:00	伊南地域の高校の将来像を考える協議会[本庁大会議室]	教育長、次長、子ども課長
		16:00	総合教育会議[本庁大会議室]	教育長、次長、両課長
9	金	13:30	市町村教委と県教委懇談会[諏訪合庁]	教育長、教育長代理
		18:30	勤労・女性館代表者会議[文化センター]	社会教育課
10	土			
11	日			
12	月			
13	火			
14	水			
15	木	10:00	成人式[文化センター]	教育長、社会教育課
16	金			
17	土			
18	日			
19	月	9:00	庁議[応接室]	
		13:30	部課長会[本庁大会議室]	
20	火	19:00	駒ヶ根高原音楽祭[文化センター]	
21	水	15:00	高知県須崎市視察	子ども課
22	木			
23	金			
24	土		天竜かっぱ祭り	
25	日		地震総合防災訓練	理事者、全職員
26	月	10:00	議会全員協議会[議場](予定)	教育長、次長、両課
		14:00	伊那養護学校PTAとの懇談会[本庁大会議室]	教育長、次長、子ども課
27	火	10:00	上伊那市町村教育委員会連絡会[伊那合庁]	教育長、教育長代理
		14:00	定例教育委員会[保健センター大会議室]	教育長、次長、両課長
		18:30	市民総体実行委員会[保健センター大会議室]	次長、社会教育課
28	水	10:00	議会本会議[議場](予定)	教育長、次長
29	木			
30	金	9:15	県小学校長研究協議会上伊那大会[文化センター]	教育長
31	土	8:20	赤穂中学校運動会	教育長
		12:00	日本3B体操協会第12回長野県大会[市民体育館]	次長

9月分 教育委員会事務事業計画

2019年8月21日

	曜日	時刻	事業内容	摘要
1	日	9:20	ふれあい広場オープニング[文化センター]	理事者
2	月		主幹指導主事訪問[赤小、赤穂南小]	教育長、教育委員
		13:30	園長会[保健センター第1会議室]	子ども課
3	火	15:30	第2回市内特別教育支援員連絡会[保健センター大会議室]	教育長、子ども課
4	水			
5	木	9:30	市内校長会[中沢小]	教育長、次長、両課長
6	金			
7	土	9:45	市戦没者追悼式[文化センター]	教育委員、教育長
			第2次ふれあいキャンプ[戸倉山キャンプ場] ~8日	社会教育課
8	日		中学生ネパール派遣選考会[]	教育長、次長、子ども課
9	月			
10	火	10:00	議会本会議一般質問[議場](予定)	教育長、次長
11	水	10:00	議会本会議一般質問[議場](予定)	教育長、次長
12	木			
		14:30	第2回就園就学支援委員会[南庁舎大会議室]	教育長、次長、子ども課
13	金	9:00	教育民生建設委員会(予定)[第5会議室]	次長、子ども課
		14:10	民生児童委員協議会	子ども課
		16:00	天皇賜杯第74回日本軟式野球大会開会式[松本市]	
14	土	9:30	長野県連合会吟道大会[市文化会館]	次長
15	日		プレイパーク[砂防フィールとミュージアム]	子ども課
16	月			
17	火		主幹指導主事訪問[赤中、東中]	教育長、教育委員
18	水			
19	木	9:00	教育民生建設決算特別委員会(予定)[第5会議室]	次長、両課
20	金			
21	土		赤穂小学校・赤穂東小学校運動会[各小学校]	各委員長
			市内保育園運動会[美須津保・赤穂南幼・すずらん・中沢・東伊那]	子ども課
22	日			
23	月			
24	火	9:00	庁議[応接室]	教育長、次長
		14:00	定例教育委員会[保健センター大会議室]	教育長、次長、両課長
25	水	AM	主幹指導主事訪問[東伊那小]	教育長、教育委員
26	木	10:00	議会本会議閉会(予定)[議場]	教育長、次長
27	金	PM	主幹指導主事訪問[中沢小]	教育長、教育委員
			赤中白鈴祭・東中桑東祭~28	
28	土		市内保育園運動会[北割保・赤穂保・経塚保・福岡保・聖マルチン幼]	子ども課
		16:00	かほく市との友好都市記念碑除幕式及び祝賀会[文化センター]	教育長、次長
29	日		第7回信州駒ヶ根ハーフマラソン大会	教育長、次長、両課
		9:00	庁議[応接室]	教育長、次長

令和元年度 9月議会補正予算(第3号)の概要

【一般会計補正予算(第2号)予算規模】 279,169千円 (15,614,804千円 → 15,893,973千円)

令和元年度 一般会計補正予算(第3号)

【歳出】

(単位:千円)

No.	課名	区分	内容	補正額																																										
10	子ども	新規	中学校体育大会への参加補助 北信越大会・全国大会出場選手に遠征費の補助を行います。 【北信越大会】 ▶赤穂中学校:陸上8人、水泳6人、サッカー18人、新体操7人、バドミントン7人、剣道1人、硬式テニス18人 ▶東中学校:水泳4人 【全国大会】 ▶赤穂中学校:陸上6人、剣道1人、硬式テニス	補正額	2,398																																									
				特定財源																																										
					一般財源	2,398																																								
12	子ども	新規	幼児教育・保育の無償化 3歳から5歳までのすべての子供たちの幼稚園、保育園、認定こども園等の費用を無償化するとともに、低所得者世帯にも配慮し、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供を対象として保育所等の費用を無償化します。 (単位:千円) <table><tr><th>区 分</th><th>当初予算額</th><th>補正予算額</th><th>補正後予算額</th></tr><tr><td>私立保育所運営費負担金</td><td>175,492</td><td>▲ 2,673</td><td>172,819</td></tr><tr><td>私立保育所副食費分運営費負担金</td><td>0</td><td>1,179</td><td>1,179</td></tr><tr><td>私立幼稚園就園奨励費補助金</td><td>10,345</td><td>▲ 5,172</td><td>5,173</td></tr><tr><td>私立幼稚園施設等利用費負担金</td><td>0</td><td>10,794</td><td>10,794</td></tr><tr><td>実費徴収補足給付事業補助金</td><td>0</td><td>189</td><td>189</td></tr><tr><td>私立幼稚園副食費分運営費負担金</td><td>0</td><td>657</td><td>657</td></tr><tr><td>信州やまほいく保育料負担軽減補助金</td><td>0</td><td>694</td><td>694</td></tr><tr><td>ふるさとづくり基金積立金</td><td>20,886</td><td>21,195</td><td>42,081</td></tr><tr><td>合 計</td><td>206,723</td><td>26,863</td><td>233,586</td></tr></table>	区 分	当初予算額	補正予算額	補正後予算額	私立保育所運営費負担金	175,492	▲ 2,673	172,819	私立保育所副食費分運営費負担金	0	1,179	1,179	私立幼稚園就園奨励費補助金	10,345	▲ 5,172	5,173	私立幼稚園施設等利用費負担金	0	10,794	10,794	実費徴収補足給付事業補助金	0	189	189	私立幼稚園副食費分運営費負担金	0	657	657	信州やまほいく保育料負担軽減補助金	0	694	694	ふるさとづくり基金積立金	20,886	21,195	42,081	合 計	206,723	26,863	233,586	補正額	26,863	
				区 分	当初予算額	補正予算額	補正後予算額																																							
				私立保育所運営費負担金	175,492	▲ 2,673	172,819																																							
				私立保育所副食費分運営費負担金	0	1,179	1,179																																							
				私立幼稚園就園奨励費補助金	10,345	▲ 5,172	5,173																																							
				私立幼稚園施設等利用費負担金	0	10,794	10,794																																							
				実費徴収補足給付事業補助金	0	189	189																																							
				私立幼稚園副食費分運営費負担金	0	657	657																																							
				信州やまほいく保育料負担軽減補助金	0	694	694																																							
				ふるさとづくり基金積立金	20,886	21,195	42,081																																							
				合 計	206,723	26,863	233,586																																							
				特定財源	負担金	△ 55,260																																								
					使用料	△ 6,906																																								
					国支出金	16,869																																								
					県支出金	961																																								
				一般財源	71,199																																									
			※一般財源71,199千円は子ども・子育て支援臨時交付金(地方財政制度上、一般財源扱い)																																											
			【副食費について】 ▶公定価格4,500円を3,000円に減額 ▶第3子は同時入所に関わらず全額免除																																											

【歳入】

(単位 千円)

款	内容				補正額計
	歳入項目	(補正前)	(補正後)	補正額	
負担金	保育所運営費負担金(公立分)	136,275	88,668	▲ 47,607	▲ 47,607
	保育所運営費負担金(公立・副食費分)	0	5,543	5,543	5,543
	幼稚園運営費負担金(公立・副食費分)	0	774	774	774
	保育所運営費負担金(私立分)	44,060	30,090	▲ 13,970	▲ 13,970
使用料	幼稚園保育料	19,952	13,046	▲ 6,906	▲ 6,906
国庫支出金	子ども・子育て支援事業交付金(補足給付事業分)	66,867	66,930	63	63
	子どものための教育・保育給付費国庫負担金	1,011,475	1,024,562	13,087	13,087
	私立幼稚園就園奨励費国庫補助金	3,352	1,675	▲ 1,677	▲ 1,677
	子育てのための施設等利用給付交付金	5,080	10,476	5,396	5,396
	個人番号カード利用環境整備費補助金	0	2,190	2,190	2,190
	プレミアム付商品券事業費補助金	0	32,000	32,000	32,000
	消防団設備整備費補助金	0	619	619	619
県支出金	私立幼稚園就園奨励費県補助金	1,005	1,966	961	961
	観光地等魅力向上森林景観整備事業補助金	0	900	900	900
諸収入	雑入(プレミアム付商品券販売収入)	0	128,000	128,000	128,000
市債	地方道路等整備事業債	46,800	83,800	37,000	37,000
	一般単独事業債	112,300	116,100	3,800	3,800
	公共施設等適正管理推進事業債	655,100	656,000	900	900
交付金	子ども・子育て支援臨時交付金(公立保育園分)	0	47,607	47,607	47,607
	子ども・子育て支援臨時交付金(公立幼稚園分)	0	6,906	6,906	6,906
	子ども・子育て支援臨時交付金(私立保育園分)	0	13,087	13,087	13,087
	子ども・子育て支援臨時交付金(私立幼稚園分)	0	3,599	3,599	3,599
地方譲与税	森林環境譲与税	0	7,500	7,500	7,500
繰越金	一般繰越金	175,956	215,353	39,397	39,397
				歳入補正総額	279,169
				特定財源	161,073
				一般財源	118,096

※歳出補正総額の一般財源と歳入補正総額の一般財源の差額は、歳出補正のない事業の財源変更によるものです。

駒ヶ根市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
条 例 第 号

駒ヶ根市立幼稚園保育料徴収条例（昭和48年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「園児と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者に限る。）の市町村民税所得割額の区分による額とし、別表第1のとおり」を「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第2号又は第28条第2項第1号若しくは第3号の規定により、政令で定める額を限度」に改め、同条第2項中「保育料」の次に「（以下「早朝保育等の保育料」という。）」を加え、「別表第2」を「別表」に改める。

第3条第1項本文中「保育料」を「早朝保育等の保育料」に改め、同項中「毎月末日までにその月分を」を「保育を受けた月の翌月末日までに」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項を削る。

第4条を削る。

第5条第2号を削り、同条第3号中「前号のほか」を「その他」に改め、同号を同条第2号とし、同条を第4条とし、第6条を第5条とする。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

駒ヶ根市立幼稚園保育料徴収条例 新旧対照表

改正前	改正後
駒ヶ根市立幼稚園保育料徴収条例 昭和48年12月20日 条例第50号 (保育料) 第2条 保育料の額は、<u>園児と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者に限る。）の市町村民税所得割額の区分による額とし、別表第1のとおりとする。</u> 2 園長が定める保育時間を超えて保育する場合の保育料の額は、<u>別表第2のとおりとする。</u> (保育料の徴収及び納期) 第3条 <u>保育料は、毎月末日までにその月分を徴収する。ただし、前条第2項に規定する保育料については、この限りでない。</u> 2 <u>前条及び前項の規定にかかわらず、現に在籍した日の属する月以外の月の納期に係る保育料は徴収しない。</u> (徴収の特例) 第4条 <u>第2条第1項の規定の適用に当たって、扶養義務者の市町村民税所得割額を確認することが困難のときは、確認するまでの間、扶養義務者の当該年度の前年度分の市町村民税所得割額に応じ第2条第1項に定める額を暫定保育料として徴収する。</u> 2 <u>前項の規定により保育料を徴収した場合において、当該保育料が当該年度の確定保育料に満たないこととなる場合は、確定した日以後の納期において不足額を徴収し、既に徴収した保育料が当該年度の確定保育料を超えることとなるときは、その過納額を還付し、又は当該納入義務者の未納の</u>	駒ヶ根市立幼稚園保育料徴収条例 昭和48年12月20日 条例第50号 (保育料) 第2条 保育料の額は、<u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第2号又は第28条第2項第1号若しくは第3号の規定により、政令で定める額を限度とする。</u> 2 園長が定める保育時間を超えて保育する場合の保育料（以下「<u>早期保育等の保育料</u>」という。）の額は、<u>別表のとおりとする。</u> (保育料の徴収及び納期) 第3条 <u>早期保育等の保育料は、保育を受けた月の翌月末日までに徴収する。</u>

改正前

保育料に充当する。

(保育料の減免)

第5条 市長は、次の各号に掲げる事情があると認めるときは、当該園児の保育料の減免を行うことができる。

(1) 略

(2) 保育料が駒ヶ根市立保育所管理規則（昭和42年規則第6号）第12条第1項の規定により市長が徴収する保育料の計算の例により算出された額を超えるとき。

(3) 前号のほか市長が特に必要と認めたとき。

(委任)

第6条 略

別表第1（第2条関係）

保育料基本額

階層区分	定義	月額
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	円 0
B	A階層を除き、当該年度分（4月から8月分までに	2,400

改正後

(保育料の減免)

第4条 市長は、次の各号に掲げる事情があると認めるときは、当該園児の保育料の減免を行うことができる。

(1) 略

(2) その他市長が特に必要と認めたとき。

(委任)

第5条 略

改正前				改正後			
	あつては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯						
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯のうち、均等割の額のための世帯			8,600			
D ₁	A階層及びC階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であつて、その所得割の額が次の区分に該当するもの	48,600円未満の世帯	10,600				
D ₂		48,600円以上71,300円未満の世帯	13,300				
D ₃		71,300円以上78,900円未満の世帯	16,700				
D ₄		78,900円以上88,000円未満の世帯	18,700				
D ₅		88,000円以上97,000円未満の世帯	20,800				
D ₆		97,000円以上132,700円未満の世帯	23,000				
D ₇		132,700円以上169,000円未満の世帯	24,000				
D ₈		169,000円以上301,000円未満の世帯	26,600				
D ₉		301,000円以上の世帯	27,800				
別表第2（第2条関係）				別表（第2条関係）			
略				略			
（備考）生活保護世帯は無料とし、当該年度分の市町村民税非課税世帯				（備考）生活保護世帯は無料とし、当該年度分の市町村民税非課税世帯			

改 正 前	改 正 後
のうち、母子・父子世帯は半額（10円未満の端数金額は切り捨て）とする。	のうち、母子・父子世帯は半額（10円未満の端数金額は切り捨て）とする。

地域交流センター（赤穂公民館）等整備事業の進捗状況について

1. 事業概要

予算額	1,658,000 千円
契約額	1,650,202 千円
事業面積	約 2,945 m ²

2. 進捗状況について

- ・ 8 月より赤穂公民館鉄骨建て方開始。工程は当初予定より約 1 ヶ月遅れている
- ・ 舞台機構の説明、電気プロット図等により機器の詳細配置の確認等進めている
- ・ 進捗率 8 月末想定出来高

建築本体：	32.5	%
電気設備：	9.4	%
機械設備：	2.0	%
- ・ 7/29 勤労青少年ホーム・女性ふれあい館及び赤穂公民館の利用団体役員合同検討会を開催

3. 予算手続等について

【市予算】

- ・ 高力ボルトの納期遅延に伴う工期延長等に係わる予算措置については、内容を精査し、12 月議会に補正予算、3 月議会に変更契約の提案に向け調整中

【国補助金】

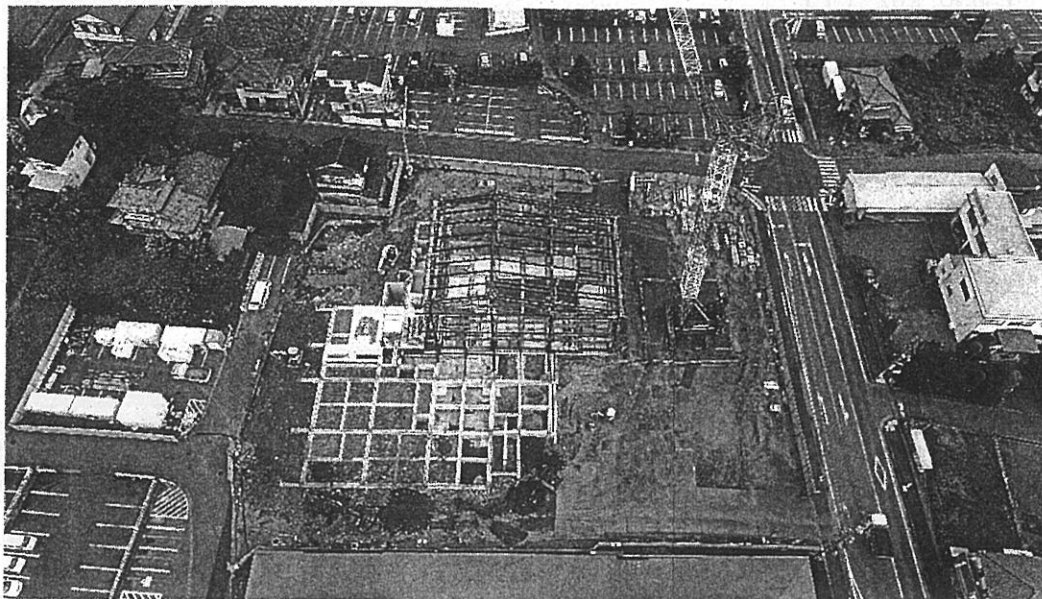
- ・ 工法の変更、工期の延長については、県を通じて関東地方整備局へ相談済
- ・ 国費については繰越手続きを行っていくことで調整中

4. 今後のスケジュール

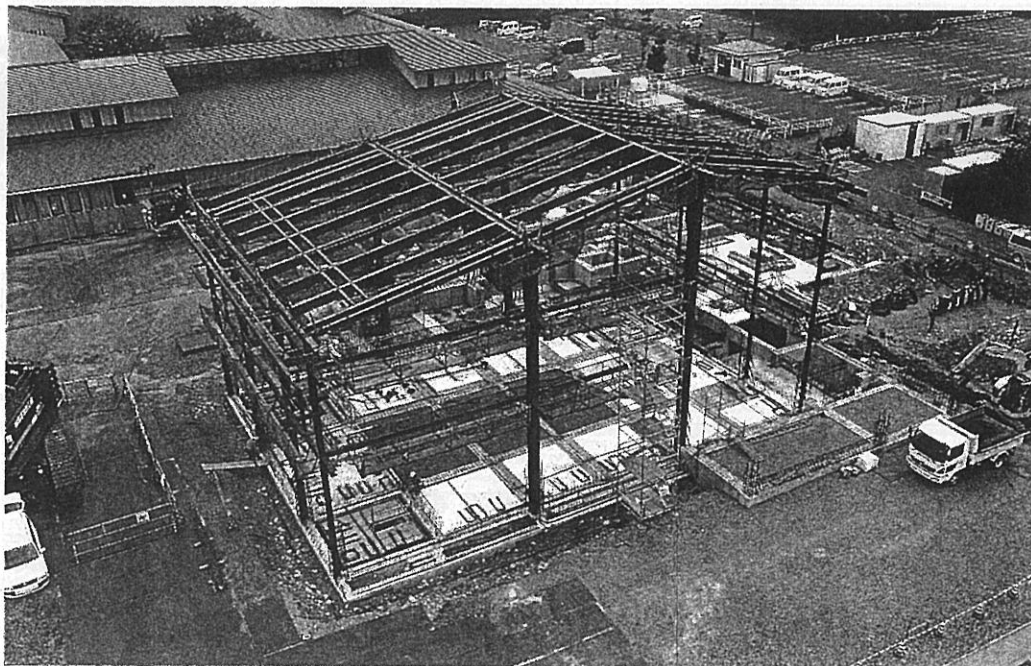
当初日程		日程	工事内容	議会対応
1 年 7 月		1 年 8 月	公民館ホール建て方	
8 月		10 月	つくし園基礎工事	
10 月		12 月	公民館：屋根、つくし園建て方	補正予算
12 月		2 年 1 月	公民館：電気・機械設備工事、外装工事	
12 月	⇒	2 月	つくし園：電気・機械設備工事、外装工事	
—		3 月		変更契約
2 年 3 月		5 月	外構工事	
3 月		6 月	竣工（※舞台装置研修等最短 3 ヶ月）	

5. 現場写真

◆全景（8月21日現在） 南より



◆建て方（8月19日現在） 北より



幼児教育・保育の無償化について

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子供たちの保育料が無償化されます。※0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちも対象になります。

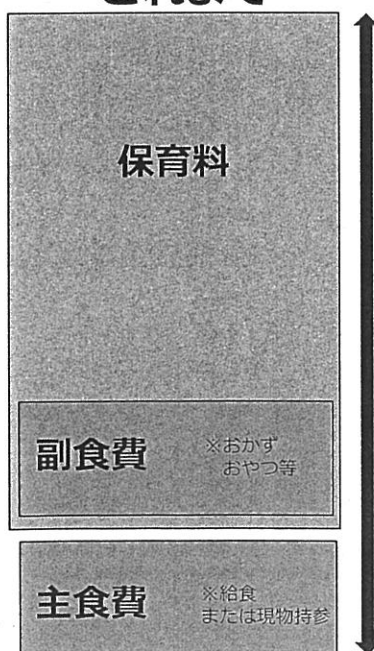
1. 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する方

【対象者・保育料】

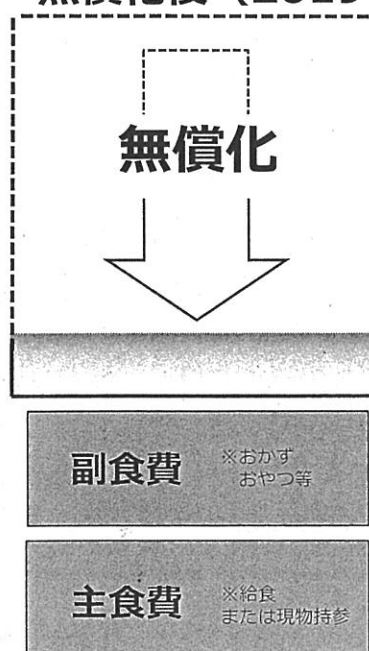
- 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳まで(3歳以上児)の全ての子供たちの保育料が無償化されます。
 - 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子供たちと、同一世帯で同時に3人以上保育所等に入所している場合の、第3子以降の子供たちについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。
- 0歳から2歳まで(未満児)の子供たちについては、住民税非課税世帯を対象として保育料が無償化されます。
 - 子供が2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、同時に2人以上保育所等に入所している場合の、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。

2. 3歳以上児の無償化の内容

～これまで～



～無償化後(2019年10月以降)～



保育料(副食費を除く)が無償化されます。

無償化に伴う財源構成は次頁を参照ください。

給食費は、引き続き保護者の皆様のご負担となります。

子どものための教育・保育給付交付金／臨時交付金の考え方

②2・3号認定子ども(私立:115万人、公立:53万人)

令和元年度予算を基に機械的に試算

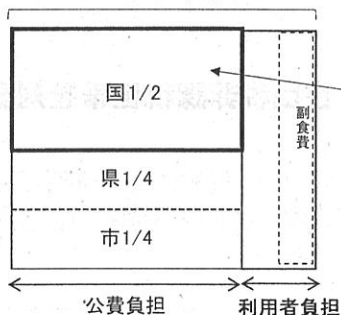
※ 3号認定子どもの人数は、無償化対象者のみ計上

2019年4月～9月

2019年10月～2020年3月

私立

公定価格

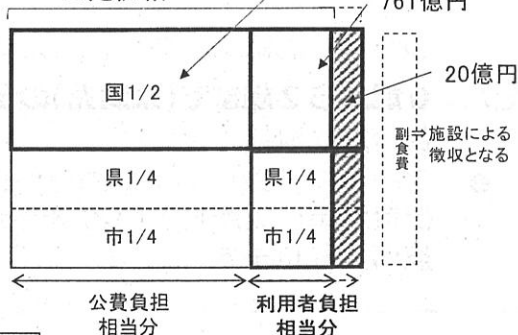


4,688億円

※3号の第3階層以上を含む
※「子育て安心プラン」に基づき
増加する保育の運営費(0歳～
2歳児相当分)に充当さ
れている事業主提出金の額を含む。

私立

公定価格

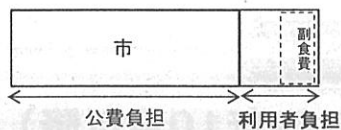


4,688億円

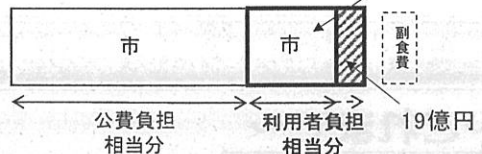
761億円

20億円

公立



公立



747億円

19億円



子どものための教育・保育給付交付金



子ども・子育て支援臨時交付金

※ 低所得者に対する公定価格・利用者負担額は点線部分
年収360万円未満相当世帯における食材費
(副食費)に対する加算に要する費用

3. 駒ヶ根市の独自軽減策の内容

◎ 駒ヶ根市では、3歳以上児の副食費について

- ① 国の公定価格4,500円に対し、3,000円を保護者の皆様に負担いただき、公費で1,500円を負担します。
- ② 同時入所に関係なく第3子以降の副食費を新たに全額無償化します。
- ③ 公立、私立ともに対象として負担します。

R1.8 定例教育委員会報告 行事共催等承認申請一覧(専決分報告)

区分	受付番号	行事の名称	団体名	開催日	開催場所	承認
後援	1-065	長野県小学校長研究協議会	赤穂東小学校	令和元年8月29日(木)～30日(金)	駒ヶ根市文化会館	承認
後援	1-066	第99回新毎健康フォーラム駒ヶ根	駒ヶ根市	令和元年9月8日(日)	駒ヶ根市文化会館大ホール	承認
後援	1-067	第15回サンスポート駒ヶ根ふれあいウォーキング	障がい者スポーツ支援センター駒ヶ根	令和元年10月6日(日)	吉田村緑田公園、吉田村 農業者トレーニングセン ター	承認
後援	1-068	第9回すずらん大会	駒ヶ根マレットゴルフ同好会	令和元年9月8日(日)	南割公園マレットゴルフ場	承認
後援	1-069	第59～65回かやぶき倶楽部	かやぶき倶楽部実行委員会	令和元年8月24日、9月21日、10月19日、11月9日、 12月7日、令和2年3月28日、4月25日(全て土曜日)	伊那市富県金鳳寺	承認
後援	1-070	世界へはばたけ！国内英語留学	(特非)教育支援協会長野	令和元年9月21日(土)～22日(日)	塩尻市塩嶺体験学習の家	承認
後援	1-071	南信地区エンジョイ交流会	全日本テニス連盟	令和元年10月17日(木)	駒ヶ根高原庭球場	承認
後援	1-072	中学生体験入隊	駒ヶ根協力隊を育てる会	令和元年11月9日(土)～10日(日)	駒ヶ根青年海外協力隊訓練所	承認
後援	1-073	産後の骨盤体操教室	カイロプラクティックひよこ	令和元年10月4日(金)、16日(水)	市民交流活性化センター アルパ中会議室	承認
後援	1-074	第10回記念サンスポート駒ヶ根フロアホッケー交流イベント	障がい者スポーツ支援センター駒ヶ根	令和元年11月17日(日)	駒ヶ根市民体育館	承認
後援	1-075	第26回みなこいワールドフェスタ	第26回みなこいワールドフェスタ実行委員会	令和元年10月19日(土)～27日(日)	伊南4市町村会場	承認
後援	1-076	「わたしたちの街の社会見学2020年度版」冊子作成・寄贈	アド・コマーシャル(株)	令和2年2月発行予定	市内小学校	承認

共催 0 件
後援 12 件
協賛 0 件
12 件

その他(3)

承認 12 件
不承認 0 件
協議中 0 件
12 件